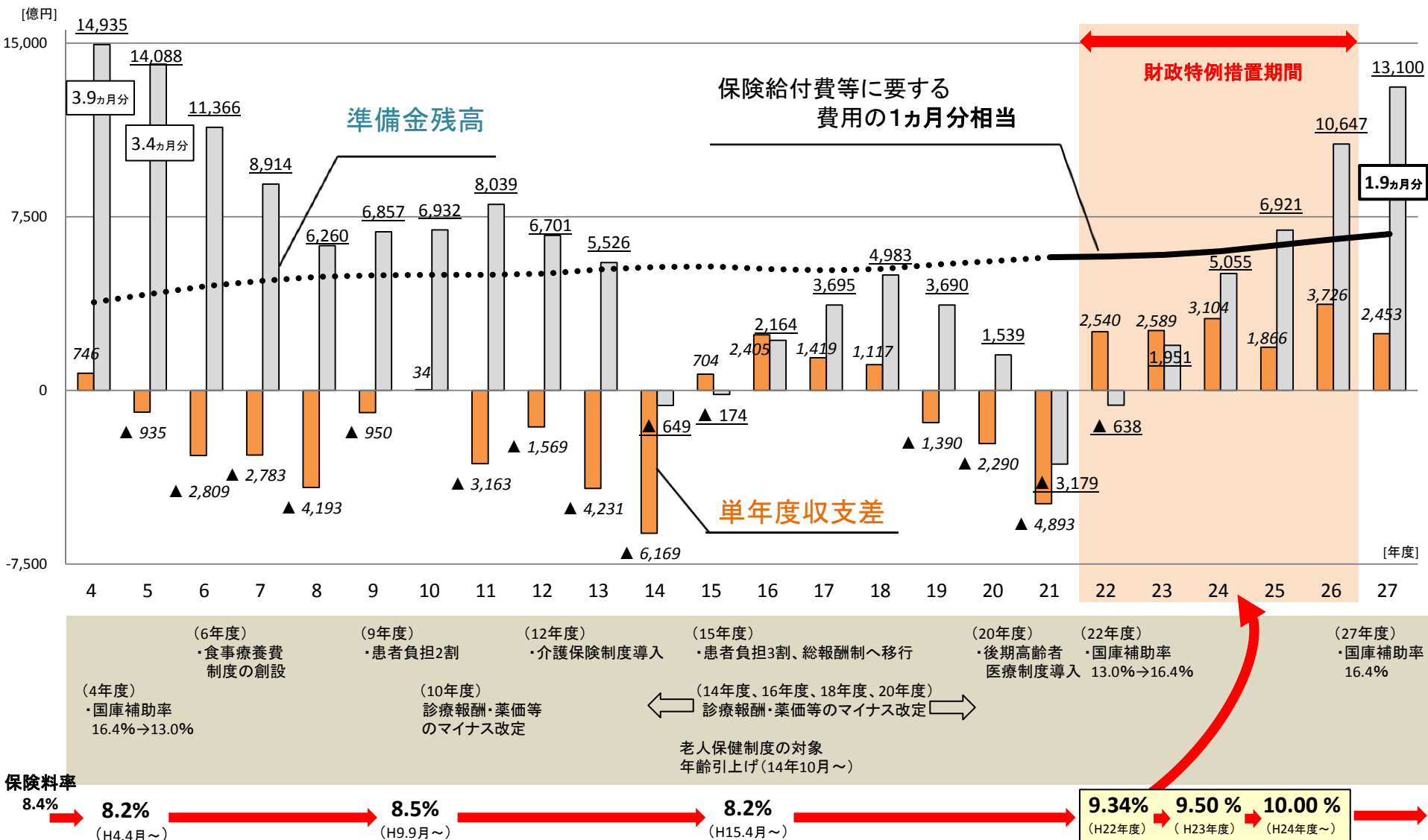


協会けんぽに係る動向

単年度収支差と準備金残高等の推移（協会会計と国の特別会計との合算ベース）

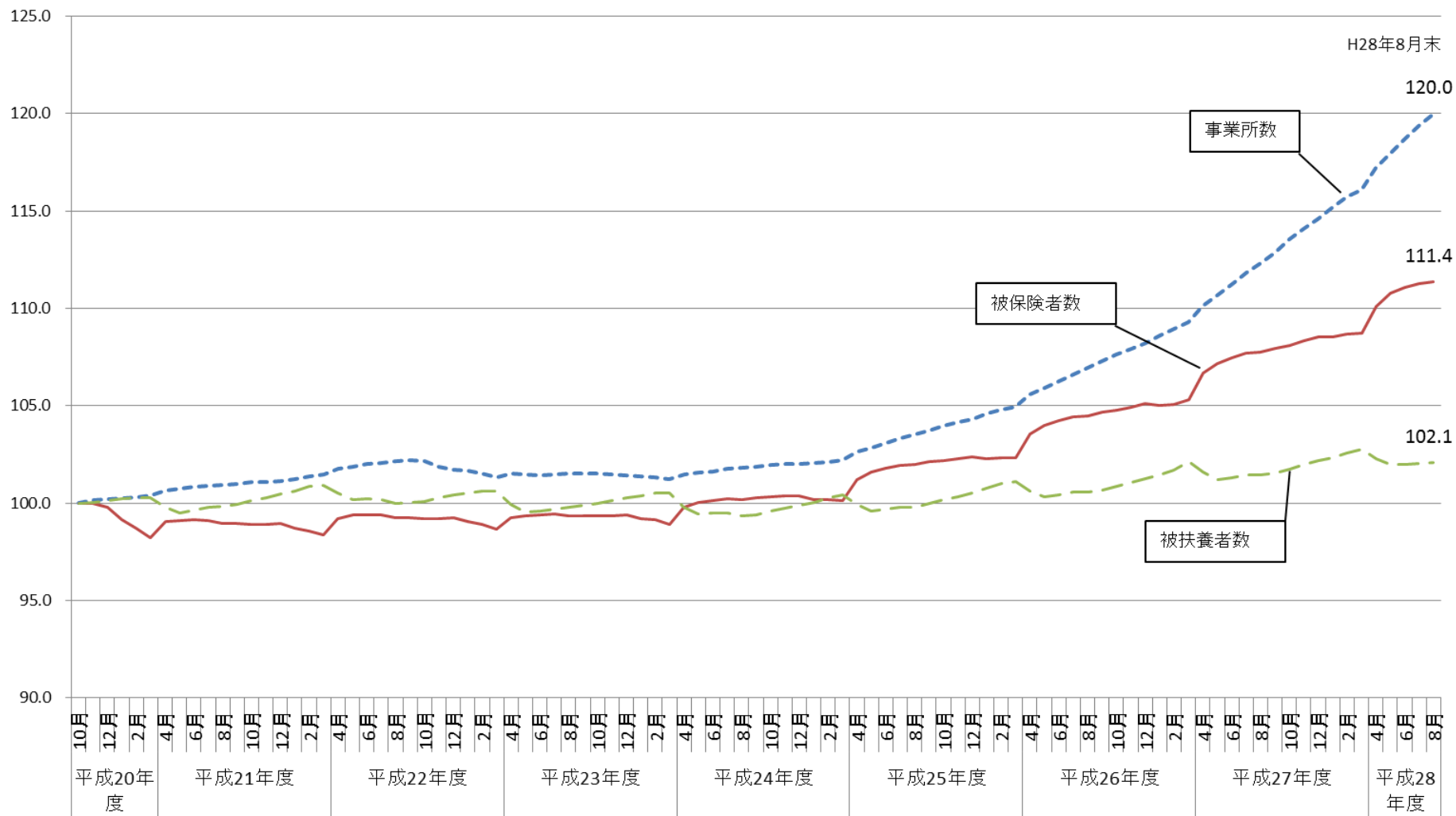
- 協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金（法定準備金）として積み立てなければならないとされている（健康保険法160条の2）。



（注）1.平成8年度、9年度、11年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

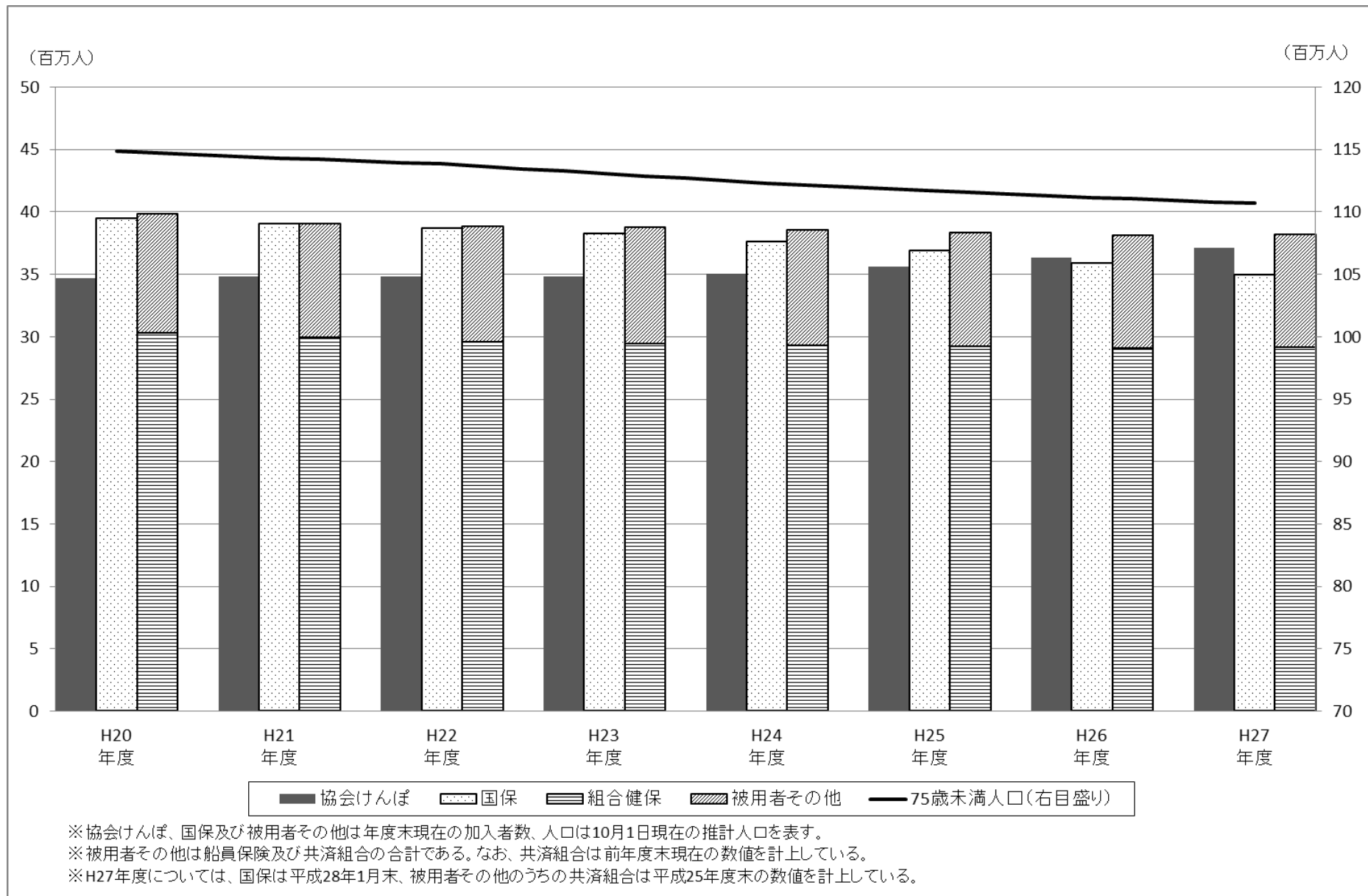
2.平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

協会けんぽの事業所数・被保険者数・被扶養者数の推移(指数)



※ 平成20年10月末における事業所数、被保険者数、被扶養者数をそれぞれ100.0とし、その後の数値を指数で示している。

75歳未満の者の制度別加入者数及び75歳未満人口の推移



加入者1人当たり医療費および平均標準報酬月額の前年度比の推移(実績)

加入者1人当たり医療費の前年度比の推移

(単位: %)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
0.0	2.1	2.2	2.3	3.0	2.1	1.2	1.6	1.9	4.3

(参考)5年収支見通し(平成28年9月試算)の平成30年度以降における加入者1人当たり医療費の伸びの前提

	従来ケース	追加ケース1	追加ケース2
70歳未満	2.5%	2.3%	2.3%
70歳以上75歳未満	1.7%	1.3%	1.3%

平均標準報酬月額の前年度比の推移

(単位: %)

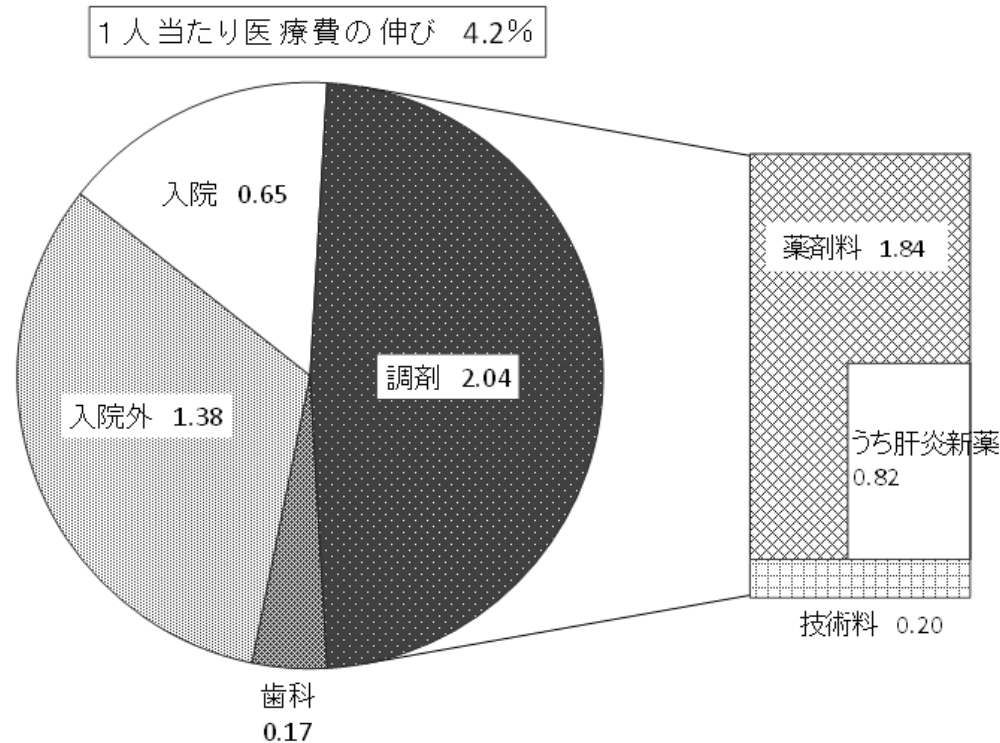
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
▲0.1	0.8	0.0	▲2.0	▲1.2	▲0.4	0.1	0.3	0.7	0.9

(参考)5年収支見通し(平成28年9月試算)の平成30年度以降における賃金の伸びの前提

ケースⅠ	1.3%~1.4%
ケースⅡ	0.0%
ケースⅢ	▲0.2%

平成27年度における1人当たり医療費の伸び(対前年度比)と診療種別等の寄与 (協会けんぽ)

- 平成27年度の1人当たりの医療費の伸び4.2%(対前年度比)について診療種別別の寄与をみると、入院0.65%、入院外1.38%、調剤2.04%、歯科0.17%と調剤の伸びが最も寄与している。
- さらに、調剤の伸びについて薬剤料、技術料別の寄与でみると、薬剤料の伸びが1.84%、技術料の伸びが0.20%と薬剤料の伸びが大きく寄与しており、そのうち肝炎新薬の寄与は0.82%となっている。



端数処理のため、寄与度の合計が1人当たり医療費の伸びと合わない

平成29年度都道府県単位保険料率のごく粗い試算

○平均保険料率10%、激変緩和率5.8/10の場合

最高料率			10.48%
現在からの変化分	(料率)	0.15%	
	(金額)	＋210円	
最低料率			9.69%
現在からの変化分	(料率)	-0.10%	
	(金額)	－140円	

※1 数値は、政府の予算セット時の計数で算出すると異なる結果となる場合がある。

※2 金額は、標準報酬月額28万円の被保険者に係る保険料負担(月額。労使折半後)の平成28年度からの増減。

<参考> 平成28年度都道府県単位保険料率

(平均保険料率10%、激変緩和率4.4/10)

最高料率	10.33%
最低料率	9.79%

平成28年度の都道府県単位保険料率

- 協会けんぽでは、年齢構成や所得の調整を行った後の「医療費の地域差」を反映した都道府県単位保険料率を設定。
- 全国平均は10.0%であり、最高は佐賀県の10.33%、最低は新潟県の9.79%である。

北海道	10.15%	石川県	9.99%	岡山県	10.10%
青森県	9.97%	福井県	9.93%	広島県	10.04%
岩手県	9.93%	山梨県	10.00%	山口県	10.13%
宮城県	9.96%	長野県	9.88%	徳島県	10.18%
秋田県	10.11%	岐阜県	9.93%	香川県	10.15%
山形県	10.00%	静岡県	9.89%	愛媛県	10.03%
福島県	9.90%	愛知県	9.97%	高知県	10.10%
茨城県	9.92%	三重県	9.93%	福岡県	10.10%
栃木県	9.94%	滋賀県	9.99%	佐賀県	10.33%
群馬県	9.94%	京都府	10.00%	長崎県	10.12%
埼玉県	9.91%	大阪府	10.07%	熊本県	10.10%
千葉県	9.93%	兵庫県	10.07%	大分県	10.04%
東京都	9.96%	奈良県	9.97%	宮崎県	9.95%
神奈川県	9.97%	和歌山県	10.00%	鹿児島県	10.06%
新潟県	9.79%	鳥取県	9.96%	沖縄県	9.87%
富山県	9.83%	島根県	10.09%	※ 全国平均では10.00%	

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

- 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。
- 都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。

全国一本の保険料率
(20年9月まで)

都道府県単位保険料率(20年10月から): 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

